

仕 様 書

避難行動要支援者管理システム整備業務

平成28年3月

石巻市福祉部福祉総務課

1 業務名

避難行動要支援者管理システム整備業務

2 定義

本仕様書において、「要配慮者」とは、次の(1)から(4)までに該当する者をいう。

- (1) 高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯）
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 要介護認定者
- (4) 上記(1)から(3)までに準ずる者で、地域による支援を必要としている者

本仕様書において、「避難行動要支援者」（以下「要支援者」という。）とは、上記の(1)から(4)までに該当する在宅者のうち、災害発生時等において、災害情報の入手が困難な者や、自力や家族の支援だけでは避難することができない者で、地域による支援を希望する者をいう。

なお、本業務に関しては、別添「石巻市避難行動要支援者支援要綱」に基づく。

3 目的

本業務は、石巻市（以下「委託者」という。）が受託者に発注し、災害時だけでなく平常時から要支援者情報を関係者で共有し、円滑な避難支援体制を図るために、要支援者の情報を管理するシステム（以下「要支援者管理システム」という。）を整備することを目的とする。

4 作業規定

本業務は、本仕様書によって実施するものとし、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は委託者及び受託者の双方が協議し決定するものとする。

5 資料の保管及び取扱い

受託者は、本業務実施に当たり、委託者から貸与された資料については、厳重に保管するとともに、紛失、漏洩、汚損等のないよう細心の注意を持って取扱うこととし、本業務終了後には速やかに返却すること。

6 秘密の保持

受託者は、本業務実施に当たり、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

また、個人情報に関する貸与資料については、石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第55号）を遵守するとともに、その秘密保持について万全の管理を行うこと。

また、委託者から提供された個人情報等が業務終了等により不要となった場合には、確実に返却するとともに、その旨を書面で提出すること。

7 複写及び複製の禁止

受託者は、事故による紛失に備えるためのものを除き、委託者の指示又は許可なく、貸与資料の複写又は複製をしてはならない。

8 再委託

本業務実施に係る再委託は禁止する。

9 安全管理

受託者は、事故防止のため業務従事者に関連法規を遵守させ、安全管理の徹底を図るものとする。

また、業務中に事故等が発生した場合には、速やかに事故内容を報告するとともに、処理対策に当たること。

10 サポート体制

システムの保守及び運用並びに障害発生時の対応については、システムが安定稼働するような体制を整え、ハードウェア、ソフトウェア、周辺機器等を含めトータルでの保守を行うこと。期間は業務完了後、1年間とする。

なお、システム操作に関する問合せは、電話、メール又はファクシミリによる対応とし、現地訪問が必要な場合は、別途協議の上で決定する。成果品納入時には、委託者と協議し定めた日時にインストール作業及び機器設置作業を行い、職員への操作指導等も併せて行うこと。

11 成果品の帰属

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく成果品の複製又は第三者に公表、貸与等をしてはならない。ただし、本業務において構築されるシステムのソフトウェアの著作権は受託者に帰属し、委託者はソフトウェアの使用権を保有するものとする。

12 業務範囲

本業務の対象とする範囲は、石巻市全域とする。

13 貸与資料

委託者は、データ変換・データ構築の作業を実施するに当たり、受託者に対し、次の資料を貸与するものとする。

なお、受託者は、資料の借用に当たっては、借用書を提出すること。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 要支援者台帳及びエクセルデータ | 1式 |
| (2) 避難所台帳及びエクセルデータ | 1式 |
| (3) 民生委員エリア及びエクセルデータ | 1式 |
| (4) 自治会エリア及びエクセルデータ | 1式 |
| (5) 要配慮者台帳エクセルデータ | 1式 |
| (6) その他委託者が必要と認めた資料 | 1式 |

14 データ構築件数

受託者は、概ね以下の数量の要支援者台帳等のデータ構築を行うものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 要支援者名 | 5,500人 |
| (2) 避難所数 | 300箇所 |
| (3) 民生委員名 | 400人 |
| (4) 民生委員エリア | 400エリア |
| (5) 自治会長名 | 400人 |
| (6) 自治会エリア | 400区域 |
| (7) 要配慮者名 | 30,000人 |

1.5 システム設計

受託者は、石巻市の所有する要支援者台帳に合わせた画面構成を作成し、帳票を作成するものとし、避難所や自治会エリアのレイヤを資料から設定し、要支援者管理システムの基図データを整備するものとする。

1.6 データ編集

受託者は、次のとおり要支援者管理システムの基図データを整備するものとする。

(1) 住宅地図データ

住宅地図データを新規に購入又は編集し、要支援者管理システムの基図データとして取り込むものとする。

(2) 要支援者データ

受託者は、委託者が貸与する台帳情報（高齢者・障害者・要介護者等）エクセルデータからシステムで運用できるよう編集作業を行うものとし、台帳データ編集と並行して所在位置を示す図形データを構築するものとする。

(3) 避難所データ

受託者は、委託者が貸与する指定避難所等の資料から避難所の位置を示す図形データを構築するものとする。

また、委託者と受託者が協議して決定した属性情報を入力するものとする。

(4) 民生委員担当エリアデータ

受託者は、委託者が貸与する資料から民生委員の区割りがわかるエリアデータを構築するものとし、構築したエリアデータは、各民生委員単位に2部印刷するものとする。

また、委託者と受託者が協議して決定した属性情報を入力するものとする。

(5) 自治会エリアデータ

受託者は、委託者が貸与する資料から自治会の区割りがわかるエリアデータを構築するものとする。

また、委託者と受託者が協議して決定した属性情報を入力するものとする。

1.7 システム概要

要支援者管理システムは、スタンドアロン形式で1台を設置するものとし、設置場所は、石巻市福祉部福祉総務課の執務室とする。

1.8 ハードウェア仕様

ハードウェア機器は、以下のスペックと同等又は同等以上の機能を有しなければならない。ただし、新規導入後最低5年間は、十分な保守環境が維持される機器を提案すること。

<ノートパソコン>

- ・ CPU : intel Core i5
- ・ HDD : 500GB 以上
- ・ 標準メモリ : 8GB 以上
- ・ Office ソフト : Microsoft Office Home&Business 2013
- ・ OS : Windows 7 Pro 正規版(64bit)
- ・ ディスプレイ : 15.6 型

- ・リカバリディスク : リカバリデータディスク・ドライバーズディスク
- ・保証 : メーカーSupportDesk 5年間訪問修理
- ・付属品 : ACアダプタ・光学式ワイヤレスマウス・大容量バッテリー

<プリンター>

- ・スペック : レーザープリンター A3サイズまで対応
- ・印刷機能 : 両面印刷・給紙500枚・カラー印刷
- ・保証 : メーカー5年保守 訪問修理（消耗品を除く）

<その他周辺機器>

- ・外付けハードディスク : USB3.0/2.0対応・500GB
- ・ウィルスソフト : ウィルスバスタークラウド10 3年版
- ・UPS : 無停電電源装置500VA/300W
- ・セットアップ : PCセットアップ（ウィルスソフト含む）・周辺機器一式

1.9 ソフトウェア仕様

導入する要支援者管理システムについては、次の機能を有するものとする。

<要支援者管理台帳パッケージソフト・・・1ライセンス>

(1) 地図の表示機能 地図の表示機能は、次の機能を有すること。

- ① 要支援者位置情報、避難所等の各種情報を重ね合わせて表示できること。背景に住宅地図を使用できること。
- ② 対象となる要支援者の住所情報を用いて、自動的に位置データを表示できること。ただし、位置データを表示できなかったものについては、委託者にその一覧を提示すること。
- ③ 地図の拡大・縮小・スクロールが、マウス操作で容易にできること。
- ④ 台帳（高齢者、障害者、要介護者等）情報に登録されている項目を地図上に表示できること。
- ⑤ 委託者が容易に点・線・面の情報を作成することができること。
- ⑥ 作成した点・線・面に必要な名称や項目を表示できること。
- ⑦ 台帳（高齢者、障害者、要介護者等）に登録されている属性項目で色分けができること。

(2) 地図の検索機能 地図の検索機能は、次の機能を有すること。

- ① 要支援者のかな氏名で検索できること。
- ② 電話番号や住所等、台帳情報に入力されている項目で絞り込み検索ができること。
- ③ 登録する台帳（高齢者、障害者、介護者等）情報に合わせて検索項目をカスタマイズできること。

(3) 帳票作成機能 帳票作成に当たっては、次の帳票が印字できること。

- ① 避難行動要支援者台帳、要支援者登録申請書兼要支援者個別支援計画（別添様式第3号）、避難場所別要支援者一覧表、民生委員別要支援者一覧表、自治会別要支援者一覧表、宛名シール印字
- ② 高齢者の「一人世帯」、「二人世帯」、「高齢者のみ世帯」を抽出した台帳作成

- ③ その他の帳票については、石巻市独自の様式に合わせて、帳票様式のカスタマイズが可能であること。
- (4) 作図機能 作図に当たっては、次の機能を有すること。
 - ① 図面のタイトル、凡例、図柄の位置等の図面の様式を自由に作成・変更ができること。
 - ② 図面の縮尺、用紙の大きさを自由に設定できること。
 - ③ 用紙のサイズ、縮尺を決定すると、作画可能範囲が自動的に画面上に表示されること。
 - ④ 図面の回転が任意に設定できること。
 - ⑤ 属性情報で色分けされた図面を作図する際、凡例の抽出もできること。
 - ⑥ 出力した図面の図形と文字が重ならないこと。
- (5) 図面印刷機能 図面印刷に当たっては、次の図面が印刷できること。
 - ① 要支援者別地図、民生委員別地図、自治会組織別地図、避難場所別地図
 - ② その他石巻市独自の様式に合わせて、図面様式等のカスタマイズが可能であること。
- (6) 各データベースとの連携
定期的に次のデータ（CSV形式）について、更新・取り込み・名寄せ操作を行うことができること。
 - ① 住民基本台帳情報（属性で死亡・転出等の情報）
 - ② 高齢者情報
 - ③ 障害者情報
 - ④ 要介護者情報
- (7) データ入出力機能 属性情報、背景図について、データの入出力（CSV形式、Shape形式）が行える機能を有すること。
 - ① CSV形式でのデータ入出力ができること。
 - ② Shape形式でのデータ入出力ができること。
 - ③ 図形・属性データの更新及び追加等は、随時システムで行えること。

20 成果品

本業務による要支援者台帳のデータ構築及びシステム構築の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 要支援者管理台帳システム 1式
- (2) 要支援者台帳データ 1式
- (3) 要配慮者台帳データ 1式
- (4) 民生委員エリア出力図 1式
- (5) 要支援者情報の個別帳票 1式
- (6) 住宅地図データ 1式

2 1 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、本業務の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受注者（再受託以降のすべての再受注者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置の通報を受けた者を下請負人及び再受注者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当要件に該当する旨当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、本業務において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すると共に、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

以 上

石巻市避難行動要支援者支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石巻市地域防災計画に基づき、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を支援することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象となる者（以下「避難行動要支援者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する在宅者のうち、災害発生時等において、災害情報の入手が困難な者や自力や家族の支援だけでは避難することができない者で、地域による支援を必要とするものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

- ア 要介護者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者及び要支援者）
- イ 障害者手帳所持者
- ウ 65歳以上の者1人で構成する世帯の世帯主
- エ 65歳以上の者2人で構成する世帯の世帯主又は世帯員

(2) 前号に準ずる者で、地域による支援を必要とするもの

- 2 妊産婦、乳幼児、児童等に対しては、出産や発育に伴う支援の必要性や支援内容に変化が生じることから、実態に応じた避難支援に努めるものとする。
- 3 外国人及び旅行者に対しては、言語面のコミュニケーション能力の問題から避難行動に困難をきたすことが想定されることから、地域における交流等を通じた避難支援に努めるものとする。

(情報の共有)

第3条 市長は、個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、平時から消防本部及び民生委員に対し、避難行動要支援者の住所、氏名、性別及び生年月日（以下「避難行動要支援者対象者情報」という。）を提供することができる。

(自主防災組織等)

第4条 避難行動要支援者を支援しようとする自主防災組織、町内会又は町内会に類する自治組織（以下「自主防災組織等」という。）は、防災ネットワーク登録・更新申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者対象者情報等を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 平常時における見守り活動及び避難支援の体制づくり
- (2) 災害発生時等における情報伝達、安否確認及び避難支援

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、防災ネットワーク登録・更新通知書（様式第2号）により自主防災組織等に通知するとともに、必要に応じて避難行動要支援者対象者情報又は次条に規定する登録情報を提供することができる。

(登録)

第5条 災害発生時等において安否確認及び避難支援を受けようとする者は、避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画（様式第3号）に、災害発生時等において必要となる個人情報（以下「登録情報」という。）を記載の上、市長へ提出するものとする。

2 前項に規定する申請に当たっては、民生委員の協力を得て、避難行動要支援者の登録のために必要な調査を行うことができる。

3 自主防災組織等において登録者の支援を行う場合は、支援する避難行動要支援者について第1項に規定する申請をとりまとめた上で提出することができる。この場合において、自主防災組織等は、事前に第4条第1項の申請を行っていないなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる者に対し、避難行動要支援者登録通知書を当該各号に定める様式により通知するものとする。

(1) 第1項の規定による申請者 様式第4号の1

(2) 申請者の担当区域における民生委員 様式第4号の2

(3) 第4条第1項に規定する申請を行った自主防災組織等 様式第4号の3

(4) 消防本部 様式第4号の4

(登録者の支援)

第6条 市長は、前条の規定により登録を行った避難行動要支援登録者（以下「登録者」という。）を支援するため、自主防災組織等及び民生委員の協力を得て、地域における登録者の安否確認及び避難支援の体制づくりを推進しなければならない。

2 市長は、災害発生時等における登録者の安否確認及び避難支援を円滑に実施するため、登録情報の更新及び災害発生時等における情報伝達体制の整備に努めなければならない。

(登録情報の更新)

第7条 市長は、登録者にかかる登録情報の変更を確認するため、石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第15号）第6条第2項第7号の規定に基づき、転居、転出、死亡等の状況を確認することができる。

2 地域における登録情報の更新に当たっては、前2条の規定を準用する。

(個人情報の保護)

第8条 個人情報の提供を受けた者は、避難行動要支援者支援の目的以外に、これらの情報を利用してはならない。

2 市長は、個人情報の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止及び個人情報の適正な取扱いについて、徹底した措置を求めなければならない。

3 市長は、個人情報の取扱い状況について、必要に応じて調査し、又は確認することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

防災ネットワーク登録・更新申請書

年 月 日

石巻市長 殿

団体名

氏名

印

地域において、避難行動要支援者を支援するので、石巻市避難行動要支援者支援要綱第4条第1項の規定により申請します。

団体名				
代表者	住所	石巻市		
	ふりがな		行政区名	
	氏名		電話番号	
地区民生委員氏名				
必要とする個人情報		1 避難行動要支援者対象者(高齢者や障害者等)情報 2 避難行動要支援者支援登録者情報		
自主防災組織の有無				

誓約書

- 1 提供された個人情報については、避難行動要支援者支援の目的以外には使用しません。
- 2 提供された個人情報については、必要最小限の範囲でのみ保管することとし、個人情報の漏えい防止及び適正な管理をします。
- 3 提供された避難行動要支援者情報が記載された台帳については、地域における支援開始後に返却します。

様

石巻市長

防災ネットワーク登録・更新通知書

地域における避難行動要支援者の支援を推進するため、石巻市避難行動要支援者支援要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

団体等名称			
代表者住所	石巻市		
代表者氏名		行政区名	
地区民生委員氏名			
提供する個人情報(詳細別紙)	1 避難行動要支援者対象者(高齢者や障害者等)情報(件) 2 避難行動要支援者支援登録者情報 (件)		

	連絡先	
	担当部課名	
	担当者氏名	

様式第3号（第5条関係）

避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画

年 月 日

石巻市長 殿

避難行動要支援者の登録について、以下のとおり申請します。

なお、災害発生時に迅速かつ的確な避難支援等を実施するため、避難支援等関係者（注1）に、それぞれの担当地域等に限った避難行動要支援者情報を提供することに同意します。

申請者 (登録者)	ふりがな		生 年 月 日		性 別
	本人氏名	印	電 話		男・女
			携 帯 電 話		
住 所	石巻市				
代理人記載欄	ふりがな		登録者との関係	登録者の ()	
	代理人氏名	印	電 話 番 号		
	代理人住所				
家 族 構 成 同居状況のみ					
避難行動要支援者区分 1～7の番号を○で選 択します。 7その他支援が必要な 者は、()から選択し ます。	1 65歳以上の高齢者（ひとり暮らし世帯）	2 65歳以上の高齢者（高齢者のみ世帯）			
	3 障害者手帳所持者（身体障害者）	4 障害者手帳所持者（知的障害者）			
	5 障害者手帳所持者（精神障害者）	6 要介護認定を受けている方			
	7 その他支援が必要な者（認知症・妊婦・乳幼児・その他）				
	障害名： _____ 等級： _____ 級 その他： _____				
緊急時連絡先	氏 名		登録者との関係	登録者の ()	
	電 話		携 帯 電 話		
	住 所				
災 害 発 生 時 等 の 支 援 者	氏 名 1		登録者との関係	登録者の ()	
	電 話		携 帯 電 話		
	住 所				
	氏 名 2		登録者との関係	登録者の ()	
	電 話		携 帯 電 話		
	住 所				

（注1）避難支援等関係者とは、1 石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、石巻市消防団、2 石巻警察署、河北警察署、3 民生委員、4 石巻市社会福祉協議会、5 医療機関、6 介護保険事業者、7 障害福祉サービス事業者、8 自主防災組織等（自治会、町内会を含む）、9 ボランティア団体、10 その他避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（注2）避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画の登録により、必ずしも避難支援等関係者が、安否確認や避難誘導等を行うことを保証するものではありません。

裏面へ続く

避難行動要支援者登録申請者 様

石巻市長

避難行動要支援者登録通知書

あなたを避難行動要支援者として登録したので、下記のとおりお知らせします。
なお、登録された個人情報については、石巻市において厳重に管理します。

記

- 1 登録内容
別紙「避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画」のとおり
- 2 登録情報の共有先
災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。
- 3 登録内容の変更・修正について
登録内容を変更(修正)する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じてご連絡ください。

	連絡先	
	担当部課名	
	担当者氏名	

民生委員 様

石巻市長

避難行動要支援者登録通知書

あなたの民生委員担当区域において、避難行動要支援者を登録したので、下記のとおりお知らせします。

記

1 登録内容

別紙「避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画」のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、避難行動要支援者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について

登録内容を変更(修正)する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じてご連絡いただくよう、申請者に通知しています。

5 避難行動要支援者支援体制について

地域における支援体制を円滑にするため、自主防災組織や町内会等と連携を図るようお願いいたします。

	連絡先	
	担当部課名	
	担当者氏名	

様

石巻市長

避難行動要支援者登録通知書

あなたの担当区域において、避難行動要支援者を登録したので、下記のとおりお知らせします。

記

1 登録内容

別紙「避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画」のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、避難行動要支援者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について

登録内容を変更(修正)する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じてご連絡いただくよう、申請者に通知しています。

5 避難行動要支援者支援体制について

地域における支援体制を円滑にするため、自主防災組織や町内会等と連携を図るようお願いいたします。また、登録者や支援者の変更については、定期的な更新を図られますよう、お願いいたします。

	連絡先	
	担当部課名	
	担当者氏名	

様

石巻市長

避難行動要支援者登録通知書

下記により、避難行動要支援者を登録したのでお知らせします。

記

1 登録内容

別紙「避難行動要支援者登録申請書兼避難行動要支援者個別支援計画」のとおり

2 個人情報の取扱いについて

- (1) 登録者の個人情報は、避難行動要支援者支援の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の漏えい防止及び適正な管理を図ること。

3 登録情報の共有先

災害時における安否確認や避難支援を円滑にすすめるため、石巻地区広域行政事務組合消防本部、民生委員、自主防災組織等で共有します。

4 登録内容の変更・修正について

登録内容を変更(修正)する場合には、民生委員、自主防災組織又は町内会長を通じてご連絡いただくよう、申請者に通知しています。

	連絡先	
	担当部課名	
	担当者氏名	